EUの確約手続について~日欧比較と最近の執行状況~

2017 年 10 月 31 日 13:30~16:30 講師:ベーカー&マッケンジー法律事務所 パートナー弁護士 井上 朗 氏

1. EUにおける最近の執行状況

(1) 水平規制

- ①TFEU101 条 1 項に定める協調的行動(concerted practice)の解釈範囲が広い。
- ・欧州裁判所は、「コンサル(cartel facilitator)もカルテル合意の当事者である」として制裁金を課した欧州委決定に関するコンサルの訴えを棄却した1。
- ・欧州裁判所は、「オンライン旅行予約システムの運営者がシステム参加業者に対し割引制限を依頼した場合にこの依頼を受けた業者には共同行為に参加したとの推定が働く」との裁定を下した²。尚、こうした推定を覆すには、共同行為に参加していないことを立証しなければならないとしている³。
 - ②欧州委のカルテル関連執行統計は、欧州委HP参照4。

(2) 垂直規制

- ①Digital Single Market Strategy を推進する手段としてEU競争法を位置づけており、 政策的観点から執行が行われる可能性がある。
- ②Online Sales に関して、次の行為は理事会規則(2010 年 330 号)第 4 条に基づきハードコア制限と判断されうる。
- ア. Exclusive Distributor に地域外顧客の Web site 閲覧制限を要請すること、閲覧した場合に当該地域の Exclusive Distributor の Web site に転送さるよう要請する。
 - イ. credit card データから地域外顧客であることが判明した場合に取引を中止する。
 - ウ. インターネット販売を総販売における一定の割合に留めることを要請する。
- エ. Online で再販売することを意図している顧客に対して、意図的に高い価格で販売することを要請する。
 - オ. Online での宣伝価格について制限を加える。
 - ③加盟国の各競争当局は、国内の再販売価格拘束について制裁金賦課を強化している。
- 尚、カルテルは事業者の部長クラスが行うが、再販は販売担当者が行うことが多いので 日常活動を監査する必要がある。

 $^{^{\}rm 1}$ Judgment of the Court (Second Chamber) of 22 October 2015, $\,$ AC-Treuhand AG v European Commission

² Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 21 January 2016, "Eturas" UAB and Others v Lietuvos Respublikos konkurencijos taryba

³ Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 17 September 2015, Total Marketing Services SA v European Commission

⁴ http://ec.europa.eu/competition/cartels/statistics/statistics.pdf

(3) 支配的地位濫用

- ①支配的地位の疑いは、60%以上であれば疏明完了、50%以上であれば推認、 $20\sim40\%$ でも排除されない。
- ②検索エンジンに関する google 事件⁵、ジェネリックメーカーに市場参入を遅らせた Lundbeck 事件⁶などが挙げられる。

(4) 企業結合規制

- ①破綻会社救済として Aegean/Olympic II 7 (航空会社)、Nynas/Shell/Harburg⁸ (製油所) が挙げられる。
- ②4社が3社となる場合は問題解消措置が要求され、企業結合撤回となるケースもある9、 またこれを受けいれるケースもある10。
- ③手続違反に対しては厳格な対応が行われる。マリンハーベスト事件 11 、フェースブック事件 12 。

2. EU競争法における確約手続

(1) 手続の概要

欧州委による調査開始⇒被疑事業者からの協議申入れ⇒協議実施

- ⇒欧州委による予備的評価⇒被疑事業者からの確約申出⇒合意
- ⇒第三者意見募集⇒修正合意⇒欧州委による確約決定

(2) 要件

- ・確約は理事会規則(2003年1号)第9条1項に基づく。
- ・確約は委員会規則(2007年773号)による調査開始後に行わる。
- ・確約の対象は TFEU101 条及び 102 条事案。但し、制裁金を課すべき事案、特にハードコアカルテル事案は対象外。

(3) 効果

- ・違反行為の有無は認定されず、制裁金もない。
- ・決定の基礎となる事実に重大な変更が生じた場合、事業者が確約に反する行為をした場合、確約決定の基礎となった提供情報に不備、誤解等があった場合、欧州委は調査を再開できる。

7

 $\frac{\text{http://ec.europa.eu/competition/mergers/cases/decisions/m6796\ 20131009\ 20682\ 4044}}{023\ EN.pdf}$

 $\frac{\text{http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:C2015/316/01\&from=EN}{\text{m=EN}}$

⁵ http://europa.eu/rapid/press-release IP-17-1784 en.htm

⁶ http://europa.eu/rapid/press-release IP-13-563 en.htm?locale=en

 $[\]frac{8}{\text{http://ec.europa.eu/competition/mergers/cases/decisions/m6360}} \text{ } \underline{5463} \text{ } \underline{2.pdf}$

¹⁰ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1369_en.htm

¹¹ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-862_en.htm

¹² http://europa.eu/rapid/press-release IP-17-1369 en.htm

- (4) 欧州委の確約決定件数は 2004 年 5 月から 2014 年 9 月までで 35 件。加盟国における確約決定件数は 2004 年 5 月から 2013 年 12 月までで約 150 件。
- 3. 独占禁止法における確約手続
- (1) 確約手続の概要
 - ・施行は日本に関しての TPP 発効日。
 - ・公取委の調査開始⇒被疑事業者へ違反通知(除く価格カルテル、入札談合等) ⇒被疑事業者が排除措置計画(様式1号)又は排除保護計画(様式3号)を作成・申請 ⇒公取委の認定
- (2) 確約手続の特徴
 - ・価格カルテル・入札談合等は対象から除外。情報交換が対象となるかについて不透明。
- •手続に要する全体的な時間軸は不透明で、実務を通じて明らかになるものと思われる。

以上